

短大部履修ガイド

1. 履修について

授業に出席し、試験等に合格して単位を修得し、卒業するためには、学則・履修規程等に従って学修を進めなければなりません。

履修計画をあやまると、その後の履修に制約を受け、修業年限内での卒業が困難になることもありますので、これらの規程や「授業計画（シラバス）」をよく理解したうえで、慎重に履修計画をたててください。

大学では、学生自身が多くのことについて、自分で判断し、行動することが必要です。

自主的に行動するということは、その結果についての責任は全て自分が負うこととなります。

不明な点があればクラス担任、あるいは短期大学部事務課の窓口で確認をし、間違いのないようにしてください。

2. 伝達・連絡について

履修等に関する学生への連絡は、直接口頭で伝えられる他はすべて掲示によりおこなわれますので、少なくとも登校時と下校時には掲示板を見ることを習慣づけるようにしてください。

なお、一旦掲示された事項については、全員に周知されたものとみなしますので、十分注意してください。掲示を見なかったことにより不利益をこうむるのは自分自身であり、また、これを理由に責任を逃れることはできません。とくに、休講・補講・教室変更・授業時間変更等の教務的な連絡は、短期大学部事務課前の掲示板でおこないますので見落としのないようにしてください。

3. 授業科目

(1) 科目の区分

授業科目はその内容により、「基本教育科目」、「専門教育科目」（「自動車系専門教育科目」、「ビジネス系専門教育科目」、「卒業研究」）に分けられます。

科目名や配当年次は「教育課程表」を、授業内容については「授業計画（シラバス）」を参照してください。

(2) 科目の種類

授業科目は必修科目と選択科目に分けられ、その内容は以下のとおりです。

必修科目……本学の教育目的を達成するために、すべての科目を履修し、単位を修得しなければ卒業できません。

選択科目……自分で選んで履修できますが、進級・卒業に必要な単位数が定められていますので、それを下回らないように注意してください。

(3) 単位数

単位とは、一定の学修量を表す尺度ですが、授業科目の内容によって単位数が割当てられています。

科目を履修し、その試験等に合格して単位が与えられ、その単位数の合計により進級・卒業が決定されます。

4. 資格

二級自動車整備士

卒業時に二級自動車整備士の受験資格が与えられ、在学中に整備技術講習を修了した場合に実技試験が免除されます。

二級自動車整備士には、ガソリンとジーゼルの2種類があり、ガソリン・ジーゼルエンジンを原動機とする自動車の点検、調整整備などを取り扱う資格です。国土交通省が直接実施する「自動車整備士の技能検定（学科試験と実技試験）」（以下「検定試験」という。）の合格者にその資格が与えられます。

在学中に取得できる資格

ガス溶接技能講習修了証

危険性のある可燃性ガスや酸素を使用して行う金属の溶接、溶断、加熱などを取り扱う資格で、札幌地方自動車整備振興会が実施する講習会（学科・実技）を受講し、学科試験に合格した者に修了証が与えられます。

アーク溶接特別教育修了証

労働安全衛生法において、危険有害な業務に就くときは、その業務に関する安全または衛生のための特別教育の受講が義務付けられています。札幌地方自動車整備振興会が実施する講習を受講し、学科と実技試験に合格した者に対して修了証が与えられます。

中古自動車査定士

経済産業省・国土交通省の承認監督のもとに実施される中古自動車査定制度で、中古車の価格評価と下取り価格を算出することが出来る資格です。自動車に関する専門教育（自動車工学）を1年以上修学した2年次生対象で、技能講習を受講し、試験に合格した者に対し、合格証明書を交付します。

低圧電気取扱特別教育修了証

ハイブリッド車には高電圧のバッテリーやモーターが使用されています。自動車整備においても労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条により特別教育の受講が義務付けられています。

本学でおこなう講習を受講することにより修了証書が与えられます。

タイヤ空気充てん特別教育修了証

タイヤの組立の工程において、リムに組み込んだタイヤまたはチューブに空気の充てんを行う作業を行う場合、労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条により特別教育の受講が義務付けられています。

本学でおこなう講習を受講することにより修了証書が与えられます。

損害保険募集人試験

自動車保険、火災保険、傷害保険について、損害保険会社に代わって、損害保険の契約募集などをおこなう業務に従事する者が取得しなければならない資格の一つです。

本学での開講科目「損害保険総論」は、この資格取得を目的の一つにしています。

乙種第4類危険物取扱者

特殊引火物・第1から第4石油類・アルコール類・動植物油類の危険物の取り扱い、立会い監督、貯蔵・移送責任者となる資格で、都道府県知事が実施する学科試験に合格した者に資格が与えられます。

試験の所管は、北海道総務部防災消防課と、消防試験研究センターです。

卒業後に取得できる資格

職業訓練指導員

職業訓練校自動車整備科の指導員となるための資格で、二級自動車整備士試験に合格した者に受験資格が与えられ、厚生労働大臣が実施する試験に合格した者に資格が与えられます。

本学卒業生については実技と学科試験の一部が免除され、実際の学科試験については、指導法のみを受験となります。

試験の所管は、北海道労働主管部職業能力開発主管課です。